

○春日市議会基本条例

(平成 21 年 4 月 1 日条例第 20 号)

改正 平成 30 年 3 月 27 日条例第 12 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市議会の基本理念その他市議会に関し基本となる事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって豊かな市民生活の実現と市勢の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市議会は、市民を代表する議事機関として、市民全体の福祉の向上のため議論を尽くすとともに、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

第 2 章 市議会

(市議会の使命)

第 3 条 市議会は、議会活動を通じて、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを使命とする。

2 市議会は、その使命を果たすため、政策立案機能の充実に努めるものとする。

(市議会の運営)

第 4 条 市議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、議員間の活発な議論が行われるよう適切な運営を図るものとする。

(市議会の評価)

第 5 条 市議会は、議会活動の評価を行い、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

(議員研修の充実等)

第 6 条 市議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実等に努めるものとする。

第 3 章 議員

(議員の使命)

第 7 条 議員は、市民から公職に選出された者として、市民の公益を見据え、市政の課題全般を把握し、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを使命とする。

2 議員は、その使命を果たすため、不断の研さんに努め、政策立案能力等の向上を図るものとする。

(附属機関の委員の兼職)

第 8 条 議員は、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、市の附属機関の委員の職を兼ねることができないものとする。

(倫理等の保持)

第9条 議員は、市民の代表として公職にあることを自覚し、春日市議会議員政治倫理条例(平成7年条例第28号)を遵守し、倫理及び品位の保持に努めなければならない。

第4章 市民と市議会

(市民参加の推進)

第10条 市議会は、会議等の公開、積極的な情報の公開及び提供等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

2 議会活動への市民参加の推進に当たっては、全ての市民にその機会が確保されるよう配慮するものとする。

3 市議会は、審査等の充実を図るため、公聴会及び参考人の制度の活用にも努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第11条 市議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用、市議会報告会の開催その他の方法により、議会活動について広報広聴にも努めるものとする。

第5章 市議会と市長等

(市長等との関係)

第12条 市議会は、その権能を踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保持し、その使命を果たすものとする。

(市議会への説明)

第13条 市長等は、基本計画その他の重要な政策について、基本方針等を作成したときは、市議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

(市長等の反問)

第14条 市長等は、会議又は委員会における質問又は質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て、その答弁に必要な範囲で質問をすることができる。

第6章 政務活動費

第15条 議員又は会派は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、これを適正に執行しなければならない。

第7章 災害時における市議会の活動

第16条 市議会は、市内において災害が発生したときは、議長を中心に災害対策会議を招集し、市内の被害状況等に関し議員相互の情報の共有及び市長等との情報の共有を行い、迅速かつ的確な災害対策に寄与するための方策を検討するものとする。

第8章 議会事務局の機能等の充実

第17条 市議会は、議会活動を円滑かつ効率的に推進するため、議会事務局の調査機能、法務機能及び組織体制の充実を図るものとする。

第9章 見直し手続

第18条 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、必要に応じ、議会運営委員会において検討するものとする。

2 市議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月27日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。